

第5回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月12日（火）午後1時50分から午後2時45分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（13人）

会	長	14番	前川正人				
委	員	1番	佐藤雄一	2番	鹿又幸也		
		3番	後藤義昭	5番	中和田吉彦		
		6番	舘山友美子	7番	小島良金		
		8番	小田原正一	9番	瀧澤正一		
		10番	佐畑幸一	11番	坂本雄司		
		12番	廣瀬恵美子	13番	武島竜太		

4. 欠席した農業委員（0人）

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	陶裕人
事務局農地係長	門馬優樹
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の現況に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第5号 現況確認証明申請について

議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第7号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

議案第8号 相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定（案）について

8. 会議の概要

事務局長 皆様おそろいですので、全員ご起立願います。
 一同「礼。」着席願います。

議 長 本日は、第5回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、
委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。

 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する
法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、
直ちに第5回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。
お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。

 10月11日、金曜日、総会前に「だより編集委員会」を開催
し、農業委員会だより第71号の内容について協議を行いました。

 また、同日総会後に農業振興委員会を開催し、今年度の相馬
市農業委員会として、相馬市に提出する農地利用最適化推進施策の改善の
具体的意見及び相馬市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する
指針についての協議を行いました。

 10月16日、水曜日、大野地区及び八幡地区で農地の現況
調査を実施いたしました。

 10月24日、木曜日、本総会に係る議案を配布させていただきました。

 10月29日、火曜日、農業委員・農地利用最適化推進委員
研修会を実施いたしました。多くの委員の皆様にご出席いただき
ありがとうございました。

 11月1日、金曜日及び5日、火曜日、本日の総会に向けて
現地調査を行っております。

 11月3日、日曜日、相馬市表彰式が開催され、佐藤雄一委員
が長年にわたる農業委員としての活動により、自治功労賞を受けました。
おめでとうございます。報告は以上です。

議 長 次に、日程第２、議事録署名委員の指名を行います。６番
館山友美子委員、９番瀧澤正一委員、ご兩名を指名いたします。
次に日程第３、会期の決定についてお諮りいたします。会
期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議あり
ませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日間と決定い
たしました。次に、日程第４、議事に入ります。報告第１号専決
処分について、を議題といたします。(１)農地の現況に関する
照会について事務局の説明を求めます。事務局。

事 務 局 報告第１号専決処分、(１)農地の現況に関する照会について、
事務局よりご報告いたします。令和６年１０月１０日付けで、相
馬市長から、担当部局は税務課になりますが、農業委員会会長に
対し、農地の現況に関する照会があったものです。所有者の住
所・名、土地の所在、地目、面積については、議案書に記載のと
おりです。番号１について、去る１０月１６日に、地区担当委員
１０番佐畑幸一委員、農地利用最適化推進委員佐藤辰雄委員と
ともに、番号２についても、同日に、地区担当委員１２番廣瀬恵
美子委員、農地利用最適化推進委員大和田義一委員とともに、現
地調査を行い、照会事項についての確認を行いました。土地の現
況については、いずれも「農地」と判断しました。また、過去、
農地転用許可を受けていない土地であることを確認しました。
よって原状回復命令見込みの有無は「非該当」となります。賃借
権等の設定はされていません。買受適格証明書の要否について
は「要」と判断しました。ここで、照会事項の買受適格証明書と
はどういったものか、ご説明いたします。買受適格証明書とは、
市税の滞納により差し押さえられた農地が競売にかけられる場
合、入札に参加する者が、農地を取得するための資格を有するか
を確認するために必要な証明書となっています。競売にかけら
れた農地についても、通常の農地の売買同様、農業委員会の許可
が必要となり、買受適格証明申請があった際は、農地法第３条の
規定に基づき、総会にて審査を行うこととなり、許可要件を満た
していれば、証明書の交付となります。以上が、買受適格証明書

の概要になります。このことについて、１０月１７日付けで、相馬市長宛に調査結果を報告したところであります。なお、今回の照会に係る回答期限が１０月１７日までとなっていたため、今回専決処分に対応したところです。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。次に報告第２号報告事項について、を議題といたします。(１)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(２)農地転用許可に係る工事完了報告について、(３)農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、(４)農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事 務 局 報告第２号、報告事項について、事務局よりご報告いたします。(１)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は１件の報告を受理いたしました。去る１１月１日、１番、２番、３番委員とともに、現地調査を実施いたしました。このことについて、農地転用許可を受けた事業者は、許可の３カ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は１年ごとに工事が完了するまで定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが許可の条件の一つとされています。転用後の目的及び工事の進捗率は議案書記載のとおりです。現地調査の際には、太陽光パネルとフェンスの敷設が概ね完了していたことを確認しております。

(２)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は１件の報告を受理いたしました。去る１１月１日、１番、２番、３番委員とともに、現地調査を実施いたしました。現地調査の結果、農地転用の許可条件のとおり工事が完了していることを確認いたしました。

(３)農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、今月は４件の届出を受理いたしました。権利の取得事由については、いずれも相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は1件の通知がございました。こちらについては、農地の賃借契約の合意解約を行うものとなっています。解約の理由については、所有者都合による合意解約となっております。説明は以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議長 本件については、事務局報告のとおり承認されました。次に議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件について、ご報告申し上げます。申請人、申請地につきましては議案書記載のとおりであります。去る10月30日、地区担当推進委員、事務局と共に現地にて譲受人の聞き取り調査を実施いたしましたので、調査担当委員を代表して結果をご報告します。権利の設定内容、所有権の移転は記載のとおり売買となります。譲受人の農業機械所有状況、世帯における従事者、自作、譲受人は現地調査にて不耕作地がないことを確認しています。許可基準第1号、許可基準第4号については、要件を満たしております。次に許可基準第2号については、譲受人は個人でありますので、非該当となります。許可基準第3号については、議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については、譲受人には転貸の事実がありませんでしたので、非該当となります。許可基準第6号について、地域の調和要件については、議案書記載のとおりでありまして、地域の調和が損なわれるような問題はありません。地区担当の推進委員からも現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。そのため許可相当と判断しました。

議長 事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事 務 局 補足説明はございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事 務 局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に林業用倉庫用地として使用されており、農地パトロールの際に、違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請があったものです。違反転用の経緯は約30年前に、申請人の亡き父が農地転用許可が必要だと認識せず、福島県が申請地近傍で実施した治山ダム工事に伴い、申請地を土捨て場及び資材置場として工事業者に提供していました。そして、申請人は同工事で発生した木材を利用して、林業用倉庫等を建設し、約20年前から切枝作業のために使用していました。なお、申請人は現在●●に居住し、週に3回来相し、申請地北側の山林で枝葉を伐採し、切枝制作を行っています。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類

審査の結果は各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件 2 について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請人は、農林水産省中山間地域等直接支払交付金事業を実施する団体「●●●●」の参加者であり、申請地に地域の農業者と共同で利用する農業用倉庫、駐車場、育苗設備を設置する計画です。工事期間は、許可の日から 6 カ月を予定しております。転用許可基準第 3 号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりですが、②資金計画は、同交付金事業の補助金を受けて設置するものであることを、同団体の通帳及び総会議事録で確認しております。

また、申請地は農業振興地域内農用地区域であるため、農林水産課より相馬農業振興地域整備計画の変更通知を受けております。ここで、農業振興地域内農用地区域については、立地基準の観点から原則として許可できないとされていますが、例外として農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合、例えば農業用施設等は許可できるものです。また、道路法 24 条許可については、本日の総会時点で許可済みであることを確認しています。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件 3 について、申請人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に既存宅地保護用地として使用されており、申請人の子が自己住宅を新築する旨相談があった際に、違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は申請人の亡き父が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約 50 年前から法面保護のため石積み擁壁を築造し、既存宅地保護用地として使用していました。転用許可基準第 3 号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

なお、申請人の子の自己住宅新築に関する農地法 5 条申請は、議案第 3 号案件 3 として上程しております。説明は、以上です。

議 長

調査担当委員より、調査の報告を願います。1 番、2 番案件について、担当委員挙手願います。1 番佐藤雄一委員お願いします。

1 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件です。議案書をご覧ください。去る11月1日に、2番委員と3番委員と地区担当の推進委員2名、事務局2名で現地調査を行いました。調査担当委員を代表して調査報告いたします。申請人、申請地は議案書記載のとおりです。本件は、林業用倉庫としての利用を目的とした許可申請です。許可基準第1号立地基準については、申請地は、周辺を山林・原野に囲まれた、概ね10ヘクタール未満の農地であることを、現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、ほかの場所での事業は困難と判断しました。以上のことから、立地基準を満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。次に2番案件です。議案書をご覧ください。同じく去る11月1日に、2番委員と3番委員と推進委員2名、事務局2名で、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。申請人、申請地は議案書記載のとおりです。本件は、倉庫、駐車場及び育苗用地としての利用を目的とした許可申請です。許可基準第1号の立地基準について、申請地は農業振興地域内の農用地です。しかし、この案件の転用目的が議案書に記載のとおり、農業機械の保管等を目的とする「農業用施設」の整備です。次に許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。報告は以上です。

議長 次に3番案件について、担当委員举手願います。5番中和田吉彦委員をお願いします。

5 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、3番案件です。議案書をご覧ください。去る11月5日に、6番委員と7番委員と推進委員、事務局2名で、現地調査を行いました。

調査担当委員を代表して報告いたします。申請人、申請地は議案書記載のとおりです。本件は、既存宅地保護用地としての利用を目的とした許可申請です。許可基準第1号立地基準については、申請地は、非線引き区域用途区域外に位置し、概ね10ヘクタール未満の農地であることを、現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、既存宅地の保護用地であるため、他の場所での事業は困難と判断しました。以上の事から、立地基準を満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 の声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」 の声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件について、許可決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」 の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請には、原案のとおり可決いたします。次に議案第3号について、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事 務 局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。議案書をお開きください。案件1について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記

載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、備考欄記載のとおり、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾を確認しております。また、南側に隣接する市道から申請地へ進入するため、道路側溝に対する蓋掛けに係る道路法第32条の許可を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件2について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、備考欄記載のとおり、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾を確認しております。また、法定外公共物（道路）占有許可は、本日の総会時点で許可を受けていることを確認しています。ここで、同占有許可について、概要を説明いたします。まず、位置関係については、次のとおりです。申請地の東側には、南北に走る未舗装の法定外公共物（道路）があります。また、同法定外公共物（道路）は、南側に進むと東西に走る市道にぶつかります。同占有許可申請は、市道から申請地へ至る、未舗装の法定外公共物（道路）を工事期間中に通行するため、敷き鉄板敷設に係る申請です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件3について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、自己住宅及び駐車場用地です。また、譲受人は譲渡人の子であり、現在は申請地北側の住宅に同居しており、今後申請地に住宅を整備し、譲受人夫婦及びその子が移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、使用貸借権（20年）の設定です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件4について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書

に記載のとおりです。転用後の用途は、自己住宅及び駐車場用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件5について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業のための仮設用地として一時転用するものです。なお、本申請でいう太陽光発電事業とは、令和6年8月9日招集第2回相馬市農業委員会総会で農地法第5条転用許可をした事業のことです。権利の移転設定の内容は、賃貸借権の設定です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は以上です。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。番号1番、2番について、担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願いします。

2 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。去る11月1日に1番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を実施いたしました。調査担当委員を代表して調査結果を報告したいと思います。1番案件ですが、許可基準第1号の立地基準について、申請地は周囲を住宅、原野で囲まれた概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は不可能であることを判断いたしました。

以上のことから立地基準を満たしている判断いたしました。続いて許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策をすることで、周辺農地への影響・支障は無いものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答を頂いております。以上のことから許可相当と判断いたしました。

次に、2番案件についてご報告いたします。去る11月1日に1番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に

現地調査を実施いたしました。調査担当委員を代表して調査結果を報告したいと思います。許可基準第1号の立地基準について、申請地は周囲を住宅、原野で囲まれた概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は不可能であることを判断いたしました。以上のことから立地基準を満たしている判断いたしました。続いて許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策を取ることで、周辺農地への影響・支障は無いものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて意見なしとの回答を頂いております。以上のことから許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議長 次に3番案件について、担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員をお願いします。

5番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、3番案件です。議案書をご覧ください。去る11月5日に、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名で、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。譲渡人、譲受人、申請地及び併用地は議案書記載のとおりです。本件は、自己住宅及び駐車場用地としての利用を目的とした許可申請です。許可基準第1号立地基準については、申請地は、非線引き区域用途区域外に位置し、概ね10ヘクタール未満の農地であることを、現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難と判断しました。以上の事から、立地基準を満たしております。続いて許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。報告は以上です。

議長 次に4番、5番案件について、担当委員挙手願います。6番館山友美子委員をお願いします。

6 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、4番案件です。11月5日に、5番委員と7番委員と地区担当推進委員、事務局2名と共に、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。本件は、自己住宅及び駐車場用地としての利用を目的とした所有権移転(売買)に対する許可申請です。許可基準第1号立地基準については、申請地は、用途地域である第一種中高層住居専門地域の中にある農地ですので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書の記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。

続きまして、5番案件です。11月5日に、5番委員と7番委員と地区担当推進委員、事務局2名と共に、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。本件は、太陽光発電事業のための仮設用地としての利用を目的とした、一時転用です。許可基準第1号立地基準については、申請地は、非線引き区域用途区域外に位置し、概ね10ヘクタール未満の農地であることを、現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号については、代替地の検討結果もあり、申請地以外での事業実施は不可能と判断しました。以上の事から、立地基準は満たしております。許可基準第4号及び許可基準第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第4号許可の条件を履行したことの証明について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。7番小島良金委員お願いします。

7 番 議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請について、申請人・申請地につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る、11月5日、5番委員と6番委員と事務局2名とともに現地調査を行いましたので、調査委員を代表いたしまして、調査結果をご報告いたします。申請地の現況は、庭地の一部になっておりました。現在は宅地であり、許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当と判断いたしました。以上を報告いたします。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事 務 局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関して委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４号許可の条件を履行したことの証明申請については委員報告のとおり証明することに決せられました。次に議案第５号現況確認証明申請について、を議題といたします。調査担当委員より調査の報告をお願いします。調査担当委員の挙手願います。８番小田原正一委員お願いします。

８ 番 議案第５号 現況確認証明申請、番号１について、調査担当委員を代表し、調査結果を報告します。去る１１月１日に、１番委員、２番委員、３番委員、地区担当の推進委員、事務局と共に、現地調査を行いました。申請者の住所、氏名、申請地、現況非農地となった経過及び理由については、議案書記載のとおりです。申請地の枝番１から２、及び、９から１３の現況については、不耕作地であり、雑草が繁茂している状況で、今後も耕作が見込まれない土地であり、「原野」と判断しました。また、申請地の枝番７から８については、草刈りがされた土地でありましたが、農業用機械が進入するための道がなく、高低差約２メートルの土手を登らなければ、通作することが不可能な土地であるため、今後の耕作の見込みがなく、「原野」と判断しました。申請地の枝番３から６については、草刈がされており、ブルーベリーなどの作物が栽培されている土地であったため、「農地」と判断しました。以上のことから、申請地の枝番３から６については、「農地」と判断し、枝番１から２、７から１３については、申請地目どおり「原野」と判断しました。なお、地区担当の推進委員からも、このことについて意見なしとの報告を受けております。報告は以上です。

議 長 次に事務局より補足説明を求めます。事務局。

事 務 局 特にございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号1番の枝番3番・4番・5番・6番を除き証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号現況確認証明申請については、委員報告のとおり番号1番の枝番3番・4番・5番・6番を除き証明することに決せられました。

次に、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から番号38番までの38件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事 務 局 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、事務局より、非農地判断の基本的な流れについてご説明します。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会では毎年夏頃に農地の利用状況調査を実施しております。その中で再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地を対象として、再度現地調査を行い、農業委員会総会にて「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。農業委員会総会で「非農地」と判断された土地については、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付しております。「農地」と判断された土地については、特に所有者への通知等を行わず、引き続き、農業委員会として農地として適切な管理をお願いしていくものです。以上が非農地判断

における手続きの流れになります。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。事務局からは以上です。

議 長 続いて調査担当委員より調査の報告をお願いします。番号1番から25番について担当委員の挙手をお願いします。3番後藤義昭委員をお願いします。

3 番 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る11月1日に1番委員、2番委員、事務局と共に、現地調査を実施してまいりました。担当調査員を代表いたしまして調査結果をご報告いたします。番号1番から番号2、番号4については、原野と判断いたしました。番号3、番号5から番号19、番号21から番号25については、山林と判断いたしました。番号20については、適正に管理がされており、農地と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続いて番号26番から38番について担当委員の挙手をお願いします。7番小島良金委員をお願いします。

7 番 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る11月5日に5番委員、6番委員、事務局と共に、現地調査を実施してまいりました。担当調査員を代表いたしまして調査結果をご報告いたします。番号26番から番号30については、草刈りがされており農地と判断しました。番号31から番号38については、山林と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号２０番、２６番、２７番、２８番、２９番、３０番を除き非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第６号農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり番号２０番、２６番、２７番、２８番、２９番、３０番を除き非農地と判断することに決せられました。次に、議案第７号農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、を議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長お願いします。

振興委員長 議案第７号農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、ご説明いたします。去る９月１１日並びに１０月１１日の総会終了後に、農業振興委員会を開催し、各委員からの１８件の意見を、協議の上、３項目６点の農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）として取りまとめましたので、ご覧いただきたいと思います。なお、文言等の整理は事務局にお願いしましたので、詳細については事務局より補足説明をお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、事務局より説明を求めます。事務局。

事 務 局 農業委員及び農地利用最適化推進委員から１８件のご意見があり、去る９月１１日並びに１０月１１日に総会終了後の農業振興委員会を開催し、委員の方々からいただいた具体的な意見をそのまま市へ提出するということではなく、農業振興委員会で内容を協議し、ご意見の中から、過去に意見書として提出した内容で市より回答のあったもの、意見書の内容としてすぐわないものをそれぞれ除いて、残ったものを３項目６点の意見として別紙のとおりに取りまとめました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」の声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」の声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)については、原案のとおり、決せられました。次に、議案第8号相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)について、を議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長お願いします。

振興委員長 議案第8号相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)について、ご説明申し上げます。去る10月11日、総会終了後に、農業振興委員会を開催し、相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について協議いたしました。協議内容について、事務局より「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、各農業委員会が定めることとされており、当農業委員会におきましても指針を策定し、改選期である3年ごとに検証・見直しを行っており、改定(案)について説明がありました。協議の結果、事務局案を一部修正のうえ、了とすることに決定しました。なお、詳細につきましては、事務局より補足説明をお願いします。

議 長 続いて、事務局より、説明を求めます。事務局。

議案第8号相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定（案）について、事務局よりご説明いたします。農業委員会は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、指針を定めることとされております。指針は、3年毎の委員改選時期に検証・見直しを行うものとなっており、今般、3年経過した時点での検証結果及び現状をふまえて、見直しを行うものでございます。なお、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定（案）につきましては、10月11日の総会終了後に開催された農業振興委員会で協議し、一部修正のうえ、了承を得ています。それでは内容についてご説明いたします。今回、赤字で印刷されているところが追加及び改定されるところでございます。まず、1ページの上段の改定日、同議案が、本日、承認されれば、令和6年11月12日改定と追加されるようになります。次に第1基本的な考え方の10行目になります。前回は令和6年を目標としていた箇所を令和9年に改定いたします。次に第2具体的な目標と推進方法及び評価方法1遊休農地の発生防止・解消について（1）遊休農地の解消目標の表2ページをご覧ください。遊休農地の解消目標面積について、前回は、表の3段目、改定時の現状（令和3年3月）66ヘクタールから、表の4段目、令和6年の目標を51ヘクタール・3年で15ヘクタール減、1年で5ヘクタールの減としておりました。しかしながら、実績は、表の5段目、64ヘクタール・3年で2ヘクタール減、1年で約0.7ヘクタールの減でありました。この実績から、年1ヘクタール減、3年で3ヘクタール減の61ヘクタールを目標として、農業振興委員会に提示いたしましたが、振興委員会の中で、もっと積極的な数値にするべきとの意見により、年1ヘクタールの減ではなく、年3ヘクタール減、3年で9ヘクタール減として、令和9年の目標を55ヘクタールと修正いたしました。次に（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について、3つ目の黒点「利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。」の後に、新たに「併せて、農地バンク制度の活用を促す。」を文言追加いたしました。（2）遊休農地の発生防止・解消を実現させるには、従来方法を継続的に行った上で、さらに新たに農地バンク制度を利用して遊休農地の解消面積を増加する必要があります。次に、3ページをご覧ください

い。2 担い手への農地利用の集積・集約化について（1）担い手への農地利用集積目標、次のページの表中をご覧ください。担い手への農地利用の集積・集約化について集積面積は改定時の現状（令和3年3月）から3年後の目標（令和6年3月）は集積面積190ヘクタール増（1,509ヘクタール→1,319ヘクタール）で集積率45パーセントと設定しておりました。改定時の現状（令和3年3月）から改定時の現状（令和6年3月）は60ヘクタール増（1,379ヘクタール→1,319ヘクタール）集積率42パーセントでした。福島県が令和11年度末までに浜通り地区で集積率77パーセントを設定していることから、相馬市も県で定めた目標に合わせるため、660ヘクタール増（2,039ヘクタール→1,379ヘクタール）の集積率63.6パーセントとしました。次に、4ページをご覧ください。3 新規参入の促進について（1）新規参入の促進目標（親元就農、継承は除く）下の表中をご覧ください。新規参入の促進についての改定時の現状（令和3年3月）2経営体新規参入者取得面積1.0ヘクタールで3年後の目標（令和6年3月）として新規参入者5経営体、新規参入者取得面積1.9ヘクタールと設定しておりました。改定時の現状（令和3年3月）2経営体新規参入者取得面積1.0ヘクタールで改定時の現状（令和6年3月）は6経営体、新規参入者取得面積6.7ヘクタールでした。目標設定のため農業振興委員会で協議した結果、離農者や遊休農地の増えている現状に対し、新規就農者を少しでも増やすため、目標（令和9年3月）は新規参入者（個人・法人）15経営体、（新規参入者取得面積）16.7ヘクタールとしました。以上が指針の改定についての説明になります。

なお、本日の総会で議決がなされましたら、後日、市のホームページで公開する予定となっております。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)について、は原案のとおり、決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第5回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会	会 長	前 川 正 人
----------	-----	---------

議事録署名委員	6 番	舘 山 友美子
---------	-----	---------

議事録署名委員	9 番	瀧 澤 正 一
---------	-----	---------